



厚生労働省福島労働局発表  
平成23年5月9日

※地震関連第73報

担  
当

福島労働局労働基準部賃金室  
室長 羽曾部武敏  
賃金指導官 熊切 浩二  
電話 024-536-4604

## 東日本大震災に係る中小企業退職金共済制度の死亡 に係る退職金の支給に関する特例措置について

中小企業退職金共済制度の死亡に係る退職金の支給について、東日本大震災による災害により3か月間生死がわからない場合、又は死亡が3か月以内に明らかになり、かつ、その死亡の時期がわからない場合に、平成23年3月11日に、その方が死亡したものと推定される旨の特例措置が設けられました。

別添のパフレットをご確認いただくとともに、ご不明な点につきましては最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

## 東日本大震災により被災された皆様へ

### 中小企業退職金共済制度の特例措置等のご案内

中小企業退職金共済制度に関して、東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都は除く）の被災加入者に対し、次の特例措置を実施することとします。

#### 【一般の中小企業退職金共済制度について】

#### 共済契約者（事業主）の皆さまへ

##### 1 掛金の納付期限延長手続について

申出により、中小企業退職金共済掛金の納付期限（平成23年4月から24年3月）を最長1年間延長できる手続を簡素化します。

- 文書、FAX、電話による掛金の納付期限延長の申出ができます。
- 関係機関の証明書は不要とします。

##### 2 後納による割増金について

平成23年4月から最長12か月間の掛金は、平成24年4月から25年3月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

##### 3 共済手帳の再発行の手続について

退職金共済手帳の焼失・紛失等の場合は再発行できます。これについては、文書、FAX、電話による申出ができます。

##### 4 共済融資代理貸付の償還について（返済されている方へ）

- 元金償還の据置及び償還期限の延長をします。
- 延滞損害金の全部又は一部を免除します。
- ※貸付業務は平成14年11月に廃止となっています。

#### 被共済者（従業員）の皆さまへ

##### 退職金等の請求について

###### (1) 退職金（解約手当金）請求書の再発行

退職金（解約手当金）請求書の焼失・紛失等の場合は再発行ができませんが、これについては、文書、FAX、電話による申出ができます。

###### (2) 請求書に添付する書類の代用

被災により現住所又は本人を確認する書類を取れない場合は、請求手続確認書により代用します。

(3) 遺族が請求する場合の死亡確認の簡素化

被共済者が死亡により退職した場合は遺族が請求人になります。被災地域の遺族請求は、被共済者の死亡を掲載した新聞記事の写し等により「死亡確認」ができるものとします。

(4) 行方不明の場合の特例の創設について

東日本大震災による災害により3か月間生死がわからない場合、又は死亡が3か月以内に明らかになり、かつ、その死亡の時期がわからない場合に、平成23年3月11日に、その方が死亡したものと推定される規定が設けられました。

(5) 支払通知書紛失による再発行

再発行の申出があれば、再発行申請書の提出によりできるものとします。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構 (受付時間 9:00~17:15 (土・日・祝日を除く))

中小企業退職金共済事業本部

電話 03-3436-0151 (代表)

【特定業種退職金共済制度（建設業、清酒製造業、林業）について】

**共済契約者（事業主）の皆さまへ**

1 共済手帳を紛失・損傷した場合について

共済手帳を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

2 共済証紙を紛失・損傷した場合について

共済証紙を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

**被共済者（従業員）の皆さまへ**

退職金の請求について

退職金の請求手続を簡素化（遺族が請求する場合の死亡確認を簡素化等）するほか、退職金支払通知書や共済手帳を紛失・損傷した場合についても特例措置を設けます。

また、東日本大震災による災害により3か月間生死がわからない場合、又は死亡が3か月以内に明らかになり、かつ、その死亡の時期がわからない場合に、平成23年3月11日に、その方が死亡したものと推定される規定が設けられました。（行方不明の場合の特例の創設）

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構（受付時間 9:00～17:15（土・日・祝日を除く））

・建設業退職金共済事業本部

電話 03-5400-4318（共済手帳及び退職金請求について）

電話 03-5400-4310（共済証紙について）

・清酒製造業退職金共済事業本部

電話 03-5400-4350

・林業退職金共済事業本部

電話 03-5400-4334